別表1 第27条1項十八号関係

		適用	基準					-to tol	///
項番	:		·····································		対 象 者		限度	事例	備 考
1(元気回復)		・元気を回復し、め、勤務能率の増もって産業技術研る元気回復行事・ する場合	達に資する目的 「究センターが言	内を 職 主催す 障	診加希望者 戦員数の2割以内で業₹ 章のない範囲			演会等	1 原則として勤務時間外に実施すべきものであるが、勤務の特殊性、実施場所の確保困難等真にやむを得ない場合のみ、勤務時間内においても実施できるものであること。 2 行事内容は、任期付職員の要望、自主性を考慮し、健全で、一般的によく知られており、かつ、だれでもるようなものにすること。
2 (兼業)		体との取決書に基 業又は事務に従事	でき、当該団体 する場合	本の事	食業の許可を受けた者		兼業の許可を受けた範囲		人事規定に基づき他団体に出向し ている任期付職員を除く
3 (兼職)	1号	として設置する審 員等の業務に従事	議会、協議会等 する場合	等の委	兼職の承認等を受けた る		職務に支障のない範囲で 必要の都度		該当団体からの報酬なし(交通実 費程度は除く)
		第1号に掲げる場 地方公共団体その る調査、研究、審 業務に従事する場)他公益団体が写 議等に係る委員 合	実施す員等の				定委員、日本建築センター の審査会委員	
	3号	定款、寄付行為それている公益団体 事する場合(4号 く。)	の役職員の業務	务に従	1 上			日本修学旅行協会等の理 事、評議員、参与等	該当団体からの報酬なし(交通実 費程度は除く)
	4号	調査、研究、連絡務に密接に関連する団体で、任期付主的に参加するも運営業務に従事す	る者により構成 中職員が会員として のの役員として る場合	成され して自 てその				日本建築士会、建設技術協 会等の評議員等	該当団体からの報酬なし(交通実 費程度は除く)
	5号	国、地方公共団体 主催する研修会及 場合			1 上		同 上		該当団体からの報酬なし(交通実 費程度は除く)
	6号	学校その他の教育	が機関の講師の場	易合同	1 上				学校その他の教育機関において講 師を行う場合
4(メーデー	j e	メーデーに参加す	-る場合		≫加希望者 (業務に支障のない範問 ⊢る。)	囲内と			

17 亚	適 用 基 準	4 	7H ##	声 / [4]	/# **
項番	事 項	対象者	限度	事例	備考
5 (共済組合)	東京都職員共済組合の組合員議員の選挙が行われる場合で、任期付職員が次に掲げるものを行うとき。 (1) 選挙運動を行うとき。 (2) 投票を行うとき。	議員に立候補した者(2)の場合組合員	(1)の場合 東京都職員共済組合理事 長によりなされる選挙期 間公告以後、選挙期日の 前日まで (2)の場合投 票日当日 上記(1)及び(2)いずれも 職務の遂行に支障のない 範囲で、必要最小限度 の時間		
6 (骨髄バンク)	骨髄バンク事業(関骨髄移植推進財団が日本赤十字社の協力を得て実施するものをいう。)に係る骨髄提供(登録及び提供のために必要な検査等を受ける場合を含む。)及び献血(日本赤十字社が実施する血液事業をいう。)を行うために医療機関等に行く場合	任期付職員	登録、検査及び採取等の骨髄提供に要する日又は時間献血に係るものは必要最小限度の時間		1 任期付職員が自己の親族等に対して行う骨髄提供は、対象とならないので留意すること。 2 骨髄提供に係るものについては、所属長は、骨髄移植推進財団から職員に送付されたハガキ等により事実を確認するものとする。 3 在勤庁舎内で行われる献血によって職務専念義務の免除の申し出によって職務あったものとみなすことができる。
7(勤務軽減)	指定医療機関又は別途指定する医師の 診断に基づいて、任期付職員の健康回 復又は職場適応訓練等のため一定期 間、勤務の軽減措置が必要と認められ る場合	診断において、勤務の軽減措 置が適当であるとの意見が出	要な期間において、1日について4時間以内。ただし、特別の事由があり、必要と認める場合は、3箇月以内で延長することができる。		

項番	適 用 基 準 事 項	対 象 者	限度	事例	備考
8(勤務軽減)	結核性疾患及び有害な業務に起因する 疾患に対する措置として勤務の軽減措 置が必要と認められる場合	措置が必要と認められる職員	引き続く3箇月以内の必要な期間において、1日について2時間又は4時間。ただし、必要な期間延長することができる。		
9 (妊産婦の休養)	妊産婦である任期付職員が休養を要す る場合	医師又は助産婦の指導により 休養又は補食の必要があると された職員 イ 妊娠中及び出産後1年を	められる時間 医師又は助産婦の指導に 従い、あらかじめ必要と 認められる時間		
10 (人間ドッグ)	東京都職員共済組合が実施する組合員 等負担金免除制度を利用して人間ドッ クを受診する場合		1日		
11(組合関係)	労働組合が勤務時間内に適法な交渉を 行う場合			組合大会、適法な交渉など	任期付職員の勤務条件に係る適法 な交渉など、理事長が定めるとこ ろによる。

項番	適 用 基 準 事 項	対 象 者	限度	事例	備考
12 (オリンピック・パラリンピック)	ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に参加する場合 イ 公益財団法人日本オリンピック表員会、公益財団法人日本ペラリンピック表 員会又は競技団体からの招集を受けての本 オリンピック・パラリンピックの本 大会又は予選大会への参加に密接に多 連する強化合宿、大会等に参加する場合	ピックの日本代表選手である者 イ オリンピックについては、公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の	大会等に参加する場合の必要最小限度の日及び時間		
<u>13</u> (その他)	その他理事長が必要と認めるもの	理事長が必要と認めた者	必要の都度		